平成２９年（再イ）第１６号
福岡市南区高宮１丁目４番５―601号
再生債務者　大鶴　直樹
1　決議に付する再生計画案　平成29年４月３日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年５月16日
3　再生計画案に対する回答期間　平成29年５月16日まで
平成29年４月18日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（再イ）第５１号
福岡市早良区室見４丁目17番１―402号
再生債務者　山川　正三
1　決議に付する再生計画案　平成29年４月14日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年５月16日
3　再生計画案に対する回答期間　平成29年５月16日まで
平成29年４月18日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（再イ）第４１号
福岡県筑紫野市塔原東４丁目12番１―502号
再生債務者　國武　美香
1　決議に付する再生計画案　平成29年４月18日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年５月18日
3　再生計画案に対する回答期間　平成29年５月18日まで
平成29年４月20日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（再イ）第６２号
広島県安芸郡熊野町出来庭７丁目13番37号
再生債務者　市原　憲治
1　決議に付する再生計画案　平成29年２月27日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年５月19日
3　再生計画案に対する回答期間　平成29年５月19日まで
平成29年４月21日
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第３９６号
福岡市博多区東平尾１丁目４番33―502号
再生債務者　鳥越　政作
1　決議に付する再生計画案　平成29年４月12日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年５月19日
3　再生計画案に対する回答期間　平成29年５月19日まで
平成29年４月21日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（再イ）第６号
福岡市早良区野芥７丁目14番３号
再生債務者　山崎　英昭
1　決議に付する再生計画案　平成29年３月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年５月19日
3　再生計画案に対する回答期間　平成29年５月19日まで
平成29年４月21日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（再イ）第１号
兵庫県宝塚市すみれガ丘１丁目６番１―410号
再生債務者　アズキッチン宝塚こと　荒田　靖
1　決議に付する再生計画案　平成29年４月12日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年５月22日
3　再生計画案に対する回答期間　平成29年５月22日まで
平成29年４月24日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２９年（再イ）第２号
山口県宇部市中村２丁目２番16号
再生債務者　藤原　優
1　決議に付する再生計画案　平成29年４月10日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年５月22日
3　再生計画案に対する回答期間　平成29年５月22日まで
平成29年４月24日　山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（再イ）第５号
愛媛県今治市大西町宮脇甲1124番地３
再生債務者　葛山　健
1　決議に付する再生計画案　平成29年４月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年５月22日
3　再生計画案に対する回答期間　平成29年５月22日まで
平成29年４月24日　松山地方裁判所今治支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２２年（再イ）第１０号
富山市海岸通159番地１
再生債務者　大杉　健一
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成22年６月11日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成29年４月21日　富山地方裁判所

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２８年（再イ）第８号
栃木県那須塩原市北赤田1587番地39
再生債務者　平野　幸宏
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成29年４月21日
宇都宮地方裁判所大田原支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第２号
鳥取県鳥取市美萩野５丁目1009番地７
再生債務者　大西　利恵
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年５月15日まで
4　一般異議申述期間　平成29年５月29日から平成29年６月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第２４号
神奈川県大和市上草柳８丁目28番１号
再生債務者　塚原　浩
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年４月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年５月８日まで
平成29年４月24日
横浜地方裁判所第３民事部

警察共済組合定款の一部変更について

警察共済組合定款の一部を次のように変更する。
平成 29 年３月 31 日　警察共済組合理事長　金髙　雅仁

第20条中「次条」を「次項、次条」に、「平成15年政令第546号。以下「法科大学院派遣法施行令」という。）第11条」を「平成15年政令第546号）第11条第１項」に、「第３条」を「第３条第１項」に、「法第70条の３に規定する短期給付に限る」を「法第53条第１項第10号の３に規定する短期給付のみを行う」に改め、同条に次の１項を加える。

2　後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条に規定する被保険者をいう。）である組合員及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第51条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならない組合員（以下「後期高齢者等組合員」という。）に対しては、前項の規定にかかわらず、法第53条第１項第10号の２及び第10号の３に規定する短期給付のみを行う。

第24条第１項の表中「1,000分の39.23」を「1,000分の36.41」に、「1,000分の5.47」を「1,000分の6.23」に改め、同条第４項を同条第５項とし、同条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「1,000分の78.46」を「1,000分の72.82」に、「1,000分の10.94」を「1,000分の12.46」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

2　後期高齢者等組合員に係る組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び地方公共団体、国又は組合の負担金の額は、前項の規定にかかわらず、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に、それぞれ次表に掲げる数値を乗じて得た額とする。